



2 計画の位置づけ

社会福祉法第107条では、市町村が「地域福祉計画」を策定することが定められており、洋野町では平成25年3月に「洋野町地域福祉計画」を策定しています。

地域福祉計画は地域福祉推進の方針を示した行政計画であり、地域福祉活動計画は、洋野町社会福祉協議会が策定する福祉活動を実行するための行動計画です。

洋野町と洋野町社会福祉協議会は、協働して地域の課題を把握し、解決していかねばならず、計画としては別々のものですが、洋野町における地域福祉を推進するという目的は同じです。

この共通の目的に向かって、これら二つの計画は、いわば車の両輪となって洋野町における地域福祉を進めていくことができるよう、洋野町と洋野町社会福祉協議会とがお互いに連携して計画を策定しています。

●地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係図



3 計画の期間

本計画は、平成26年度を初年度とし、平成30年度を最終年度とする5年間の計画です。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

●計画期間

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
洋野町地域福祉計画										
計画策定	洋野町地域福祉活動計画				見直し	(仮)第2次洋野町地域福祉活動計画				

4 計画の基本理念

地域の絆と地域の福祉力でともに支え合うまちづくり

多くの町民が住み慣れた家庭や地域で、安心して心豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を願っています。そのためには、公的な福祉サービスだけでなく、地域住民の自主的な地域福祉活動と合わせた、協働による地域福祉の推進が必要と考えます。

また、現代社会は、少子高齢化や地域コミュニティの希薄、福祉ニーズの多様化等に伴い、個々が抱える福祉課題が複雑多様化しており、これまでのつながりだけでは解決することが困難になってきている状況であり、地域においては、その福祉課題を個々の課題と捉えるのではなく、地域の課題として地域全体で考え、解決に向けて行動する“地域の福祉力”を高めていくことが重要となっています。

このようなことから、本計画では、住民一人ひとりが“絆”を大切にし、お互いに支え合い・助け合う地域を推進することを目指し、「地域の絆と地域の福祉力でともに支え合うまちづくり」を基本理念として定めます。

5 計画の体系

本計画における施策を推進する上で、洋野町の地域福祉計画と連携し、次の4つの基本目標を定め、地域福祉活動を展開します。また、4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取り組みの方向性と役割分担を明らかにします。

